

京都市立看護短期大学の四年制化の取組に関する確認事項

京都市（以下「甲」という。）及び学校法人佛教教育学園（以下「乙」という。）は、甲が設置する京都市立看護短期大学（以下「看護短大」という。）の四年制化の取組として、甲乙の協力の下で、平成23年4月に乙が設置する佛教大学保健医療技術学部看護学科（以下「四年制看護学科」という。）に関し、以下のとおり確認する。

一 目的

甲及び乙は、相互に連携協力し、看護短大における教育的蓄積を承継する四年制看護学科を設置し、医療の高度化・専門化に対応できる看護職員養成のための高度な教育環境を提供することにより、質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資するものとする。

二 四年制看護学科の教育内容

次の事項を基本として、甲乙協議の上、四年制看護学科の教育内容を構築するものとする。

（一）教育理念及び教育課程

佛教大学の建学精神と看護短大の教育的蓄積との融合を図るものとして、看護短大の教員が佛教大学の教員と共に構築する。

（二）定員

入学定員65名

（三）取得可能資格

看護師、保健師の受験資格及び養護教諭一種免許状

（四）臨地実習

京都市立病院で実施する。

三 看護短大の教員処遇

（一）四年制看護学科の初代学科長は、看護短大の教員が就任するものとする。

（二）乙は、本人が希望しない場合を除き、看護短大のすべての教員（医師を除く。）を四年制看護学科の教員として採用するものとする。

なお、四年制看護学科に採用する看護短大の教員の給料を含む勤務条件等については、基本的には佛教大学就業規程によるものとする。ただし、看護短大における給料を下回らないものとする。

四 奨学金制度

甲は、優れた看護職員の養成及び確保のため、私立大学が設置する四年制看護学科の学生を対象とする奨学金制度を創設するものとする。乙は、甲の創設する奨学金制度と連動して、既存の奨学金制度の充実に資するものとする。

五 点検・評価体制

看護短大の四年制化の取組として設置する四年制看護学科の運営に当たり、質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資する、甲の政策目的を担保していくため、甲乙の協議機関を設置し、点検・評価・改善を行うものとする。

六 経費負担

乙が設置する四年制看護学科に関し、その施設等の整備費用及び運営に要する経費については、乙が負担するものとし、甲は、乙に対してその一切の経費を支出しないものとする。

七 協定書の締結

- (一) 甲及び乙は、京都市会における看護短大の廃止に関する条例並びに奨学金制度の創設に関する条例の可決後に、本確認事項に基づき協定を締結するものとする。
- (二) 甲及び乙は、四年制看護学科の教育内容の構築その他看護短大の四年制化に関し必要な準備行為を協定の締結前においても行うことができるものとする。ただし、(一)に定める条件が成就しなかった場合にあっては、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わないものとする。

八 その他

この確認事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この確認事項を証するため、本書二通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自一通を保有するものとする。

平成21年6月22日

甲 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京 都 市
代表者 京都市長 門川 大作

乙 住所 京都市北区紫野北花ノ坊町 96 番地
学校法人佛教教育学園
代表者 理事長 水谷 幸正